

令和 3 年度第 1 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 3 年 1 月 8 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 6 3〕

① 件 名							
令和 3 年人事院勧告に伴う給与改定について							
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）							
<p>【背景】</p> <p>人事院は、国家公務員のボーナスについて、民間事業所の支給割合を 0.13 月分上回っていたことから、令和 3 年 8 月 1 0 日、国会及び内閣に対し、支給割合を 0.15 月分引き下げ、これを民間の支給状況等を踏まえて、期末手当の支給月数に反映するよう勧告した。</p> <p>なお、月例給については、民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であるため、改定を行わない旨勧告されている。</p> <p>【目的】</p> <p>本市職員の給与について、地方公務員法の給与決定原則に基づき国家公務員の給与に準拠することとし、所要の改定を行うもの。</p>							
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性							
<p>【根拠法令】</p> <p>地方公務員法第 1 4 条第 1 項（情勢適応の原則）、第 2 4 条第 2 項（均衡の原則）等</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>							
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）							
令和 3 年 8 月 1 0 日 人事院勧告（ボーナスの引下げ等）							
⑤ 主な内容							
<p>令和 3 年人事院勧告に準じて、民間のボーナスの支給割合に見合うよう、次のとおり期末手当の支給割合を引き下げることとし、石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する。</p> <p>また、月例給については、人事院勧告に準じて改定しない。</p> <p>1 期末手当の支給割合の改定</p> <p>(1) 一般職（任期付職員・再任用職員を含む。）</p>							
		6 月		12 月		計	
支給割合	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現 行	1.275 (0.725)	0.95 (0.45)	1.275 (0.725)	0.95 (0.45)	2.55 (1.45)	1.9 (0.9)	4.45 (2.35)
改正後	1.275 (0.725)	0.95 (0.45)	<u>1.125</u> ( <u>0.625</u> )	0.95 (0.45)	<u>2.4</u> ( <u>1.35</u> )	1.9 (0.9)	<u>4.3</u> ( <u>2.25</u> )
R4.4 以降	<u>1.2</u> ( <u>0.675</u> )	0.95 (0.45)	<u>1.2</u> ( <u>0.675</u> )	0.95 (0.45)	<u>2.4</u> ( <u>1.35</u> )	1.9 (0.9)	<u>4.3</u> ( <u>2.25</u> )
※ 括弧内の数値は、再任用職員に適用される支給割合							

## (2) 特別職（市長、副市長及び教育長）・特定任期付職員

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現 行	1.675	-	1.675	-	3.35	-	3.35
改正後	1.675	-	<u>1.575</u>	-	<u>3.25</u>	-	<u>3.25</u>
R4.4以降	<u>1.625</u>	-	<u>1.625</u>	-	<u>3.25</u>	-	<u>3.25</u>

※ 国の指定職に準じて、期末手当の支給割合を0.10月分引き下げる。

## (3) 会計年度任用職員

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現 行	1.275	-	1.275	-	2.55	-	2.55
改正後	1.275	-	<u>1.125</u>	-	<u>2.4</u>	-	<u>2.4</u>
R4.4以降	<u>1.2</u>	-	<u>1.2</u>	-	<u>2.4</u>	-	<u>2.4</u>

## 【経過措置】

令和3年度においては、経過措置として、次の支給割合を適用しており、この支給割合は改定しない。

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
R3年度	0.975	-	0.975	-	1.95	-	1.95

## 2 改正が必要となる条例

- (1) 石巻市職員の給与に関する条例
- (2) 石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- (3) 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (4) 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
- (5) 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

## 3 参考（改定による影響額）

《R3.12月期末・勤勉手当総支給額(モデルケース)》 (単位：円)

区 分	改定前	改定後	改定差額
行政職 (45歳・大学卒)	894,362	832,787	▲61,575

## ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

## 【市財政への負担】

令和3年度期末手当改定に伴う影響額 ▲103,225千円（共済費を含む。）

## ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

大崎市、東松島市、女川町：次回開会される市（町）議会に提案予定

## ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

次回開会される市議会に、石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び令和3年度一般会計及び各種特別会計補正予算案を提案

## ⑨ その他